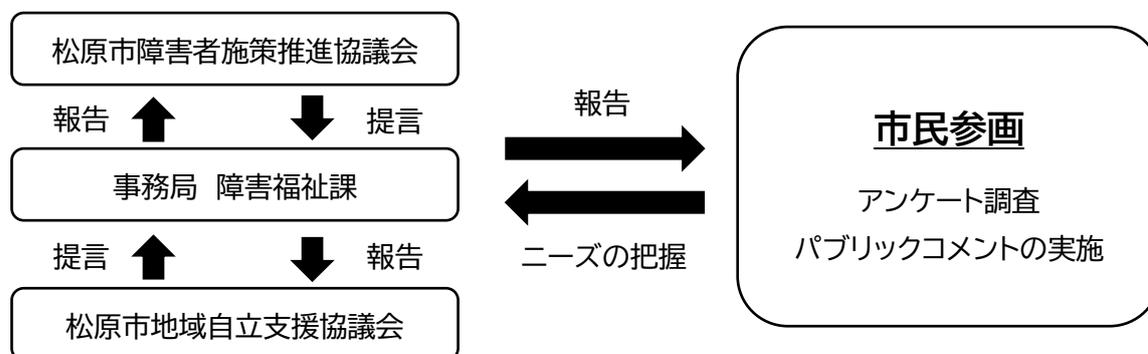


## 1 計画策定の体制

障害者団体関係者をはじめ、福祉・医療等の各分野の関係者、学識経験者等からなる「松原市障害者施策推進協議会」及び「松原市地域自立支援協議会」を設置し、新たな計画内容に関し議論を重ねました。

障害のある人を対象にアンケート調査を実施し、障害のある人の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価などについて把握・分析を行いました。

アンケート結果を補完するため、市内の障害者支援事業所・障害者団体等を対象にヒアリング調査を実施するとともに、パブリックコメントの募集など、計画内容の見直しへの反映に努めました。



---

## 2 計画の策定経過

---

開催日	会議名
令和4年7月26日	令和4年度第1回松原市地域自立支援協議会
令和4年7月28日	令和4年度第1回松原市障害者施策推進協議会
令和5年2月8日	令和4年度第2回松原市地域自立支援協議会
令和5年2月9日	令和4年度第2回松原市障害者施策推進協議会
令和5年7月25日	令和5年度第1回松原市地域自立支援協議会
令和5年7月27日	令和5年度第1回松原市障害者施策推進協議会
令和5年11月7日	令和5年度第2回松原市地域自立支援協議会
令和5年11月9日	令和5年度第2回松原市障害者施策推進協議会
令和6年2月19日	令和5年度第3回松原市地域自立支援協議会
令和6年2月22日	令和5年度第3回松原市障害者施策推進協議会

---

### 3 松原市障害者施策推進協議会条例

---

昭和56年4月10日

条例第10号

改正 昭和56年7月20日条例第15号

平成6年3月31日条例第5号

平成15年6月30日条例第16号

平成16年12月27日条例第18号

平成23年10月11日条例第21号

#### 松原市障害者施策推進協議会条例

##### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、本市に松原市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

##### (組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 市議会議員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 障害者
- (5) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

##### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

##### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

##### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、自ら議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律（平成5年法律第94号）附則第1項ただし書に規定する日（＝平成6年6月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松原市中心身障害者対策協議会条例第2条第2項の規定により委嘱又は任命されている委員は、改正後の松原市障害者施策推進協議会条例第2条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成15年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第18号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。（平成19年規則第35号で平成19年5月14日から施行）

附 則（平成23年条例第21号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行期日から施行する。

## 4 松原市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏名	団体名	備考
黒岡 一仁	松原市医師会	
芝池 淳	松原市障害者団体等活動協議会	
河本 晋一	松原市議会	令和4年10月1日から
三重松 清子	松原市議会	令和4年9月12日まで
平野 良子	松原市議会	令和4年9月12日まで
中尾 良作	松原市議会	令和4年9月12日まで
福嶋 光広	松原市議会	令和4年9月12日まで
篠本 雄嗣	松原市議会	令和4年9月12日まで 令和5年9月21日から
松井 育人	松原市議会	
村川 航介	松原市議会	令和4年10月1日から
久保 貴作	松原市議会	令和5年9月21日から
池田 幸則	松原市議会	令和4年10月1日から
依田 眞美子	松原市議会	令和4年10月1日から
中田 靖人	松原市議会	令和4年10月1日から
吉原 雅昭	大阪公立大学	
松村 優儀	松原市民生委員児童委員協議会	令和5年8月31日まで
菅沼 清重	松原市民生委員児童委員協議会	令和5年9月1日から 令和5年11月30日まで
宮本 幸男	松原市民生委員児童委員協議会	令和5年12月1日から
片岡 加代子	松原市聴力障害者協会	
川下 京子	松の実会	令和5年8月31日まで
徳田 町子	松原市肢体不自由児(者)父母の会	
川淵 厚子	バオバブファミリー	令和5年9月17日から
土田 弘子	つながる・まなぶ・えがおの子育て サンフラワー	令和5年9月17日から
石橋 敬志	社会福祉法人 風媒花	

氏 名	団 体 名	備 考
坂野 久和	社会福祉法人 松原市社会福祉協議会	
藤井 郁子	社会福祉法人 まつのみ福祉会	
宮下 光太郎	松原市教育委員会	令和5年8月31日まで
奥長 栄吾	松原市教育委員会	令和5年9月17日から

---

## 5 松原市地域自立支援協議会規則

---

平成24年12月21日

規則第70号

改正 平成26年3月7日規則第3号

令和2年5月18日規則第26号

令和2年11月17日規則第36号

### 松原市地域自立支援協議会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

#### (構成)

第2条 協議会の構成は、全体会及び定例会とする。

#### (全体会の任務)

第3条 全体会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対する個別ケア会議（以下「個別ケア会議」という。）において課題又は問題となった事項を基にした困難事例への対応の在り方に関すること。
- (2) 地域の課題の的確な把握に関すること。
- (3) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 松原市障害福祉計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の福祉の向上のため必要と認める事項

#### (定例会の任務)

第4条 定例会は、次の各号に掲げる事項について関係機関における連絡調整を行う。

- (1) 地域の関係機関がネットワークで取り組む基盤に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 協議会の構成員の資質向上に関すること。
- (4) 障害者等の福祉の向上のため必要と認められる事項

#### (組織)

第5条 全体会は、委員20人以内で次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 指定相談支援事業者の代表者
- (2) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (3) 保健・医療の関係者
- (4) 教育機関の関係者
- (5) 就労支援・雇用施策の関係者
- (6) 高齢者介護等の関係者
- (7) 障害者等及びその家族

- (8) 権利擁護の関係者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) 福祉部長
- (11) 健康部長

2 定例会は、前項各号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 指定相談支援事業者が推薦する者
- (2) 障害福祉サービス事業者が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、指定相談支援事業者の代表者のうちから、全体会の会議において、委員の協議により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する全体会の委員がその職務を代理する。

(全体会)

第7条 全体会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 全体会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 全体会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 全体会は、個別の事項を協議するため、分野別の部会を設置することができる。

5 部会に属する委員は、会長が指名する。

(定例会)

第8条 定例会の会議は、会長が招集し、その議長は会長が指名する。

2 定例会の円滑な運営を図るため、それに運営会議を設置し、市の職員及び指定相談支援事業者が推薦する者をもって組織する。

(意見聴取)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、全体会又は定例会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、全体会又は定例会の運営に関し必要な事項は、会長がそれぞれ全体会又は定例会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日規則第 3 号）  
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 18 日規則第 26 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 17 日規則第 36 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

## 6 松原市地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

氏名	団体名	備考
浅田 啓介	社会福祉法人まつのみ福祉会	
大平 英明	社会福祉法人風媒花	
平中 葉	社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 支援センターあまみ	
長谷川 薫	社会福祉法人バオバブ福祉会	
松川 誠	社会福祉法人松原市社会福祉協議会	
谷口 勝己	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田院児童発達支援センター	令和5年3月31日まで
佐田谷 千奈美	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田院児童発達支援センター	令和5年4月1日から
藤原 由典	社会福祉法人政和福祉会	
阪本 圭司	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団 地域生活総合支援センターおんど	
木村 信隆	社会福祉法人ひまわり	
森 奏	松原市教育委員会	令和5年4月18日まで
長尾 彰太郎	松原市教育委員会	令和5年4月19日から
石本 悦二	社会福祉法人ふたかみ福祉会 南河内北障害者就業・生活支援センター	
渡邊 成喜	医療法人徳洲会 松原徳洲会病院	
杉谷 美弥子	バオバブファミリー	
空山 登	新星会	
寺内 勉	松原市若い肢体障害者の会	
林 好	松原市障害児・者団体連絡会	
中尾 道晴	堺人権擁護委員協議会松原地区委員会	
中瀬 保	松原市福祉部長	
向井 貴子	松原市健康部長	

---

## 7 松原市手話言語条例

---

令和2年9月29日

条例第27号

### 松原市手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、日本語とは異なる独自の語彙・文法構造を持ち、手指やそれ以外の身体部位、空間を使って表す視覚言語である。ろう者にとって手話は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するために必要不可欠な言語として大切に育まれ、継承されてきた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことから、手話を使用することができる環境が整えられず、ろう者は、地域や職場などにおいてコミュニケーションが制限され、多くの不便や不安を感じながら生活せざるを得なかった。

こうした中で、国連総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話は言語であると定義されたことで、手話が言語として国際的に認知されることになった。我が国においても、障害者基本法(昭和45年法律第84号)において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりや未だ感じられる状況に至っていない。

手話が言語であるという認識に基づき、ろう者への理解の輪を広げ、手話の普及を行うことで、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らすことができる市を目指し、この条例を制定するものである。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、ろう者に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。

#### (基本理念)

第3条 ろう者に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提に、その権利を尊重することを基本理念として行わなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、ろう者に対する理解の促進及び手話の普及に努めるとともに、日常生活及び社会生活において手話が使用できる環境づくりを推進することにより、ろう者の自立した日常生活及び地域における社会参加の促進に寄与できるよう努めるもの

とする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ろう者に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供できるよう努めるとともに、ろう者が働きやすい職場環境を構築するよう努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第7条 市は、学校において児童、生徒及び教職員が手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

2 市は、市民がろう者に対する理解を深めるため、学校教育において手話の理解が促進されるよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、次の各号に掲げる事項について方針を策定するものとする。

- (1) ろう者への理解の促進及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 手話通訳者の設置及び処遇の改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の方針は、市が定める松原市障害者計画（障害者基本法第11条第3項に規定するものをいう。）、松原市障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定するものをいう。）、その他障害者のための施策に関する計画と調和のとれたものでなければならない。

(意見の聴取)

第9条 市は、手話に関する施策の推進に当たって必要がある場合は、ろう者、手話通訳者その他関係者から意見を聴くものとする。

(財政措置)

第10条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 8 アンケート調査の実施概要

### 1. 調査の目的

「松原市第4次障害者計画」「第7期松原市障害福祉計画」「第3期松原市障害児福祉計画」の策定にあたり、障害者手帳所持者、手帳所持者以外の一般市民、障害福祉サービス提供事業所、市内で活動する障害者関係団体の現状や考えを把握し、計画策定や施策推進のための基礎資料を得ることを目的として調査を実施しました。

### 2. 調査設計

#### ■手帳所持者調査

調査対象	松原市在住の障害者手帳所持者1,000人を障害別・年齢別、等級別の順に按分して無作為抽出 ●身体障害者手帳所持者 620人 ●療育手帳所持者 200人 ●精神障害者保健福祉手帳所持者 180人
調査期間	令和4年9月5日(月)～9月30日(金)
調査方法	郵送により調査票を配布、郵送又はWEBにより回答

#### ■市民アンケート調査

調査対象	18歳以上の松原市在住の障害者手帳所持者以外1,000人を無作為抽出
調査期間	令和4年9月5日(月)～9月30日(金)
調査方法	郵送により調査票を配布、郵送又はWEBにより回答

### 3. 回収結果

#### ■手帳所持者調査

配布数	回収数	有効回答数		有効回答率	
		郵送	WEB		
1,000件	539件	538件	428件	110件	53.8%

#### ■市民アンケート調査

配布数	回収数	有効回答数		有効回答率	
		郵送	WEB		
1,000件	488件	488件	376件	112件	48.8%

## 9 ヒアリング調査の実施概要

### 1. 調査の目的

「松原市第4次障害者計画」「第7期松原市障害福祉計画」「第3期松原市障害児福祉計画」の策定にあたり、計画策定や施策推進のための基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査及びヒアリング調査を実施したものです。

### 2. 調査設計

#### ■事業所調査

調査対象	松原市内の事業所・団体
調査期間	令和4年9月5日(月)～9月30日(金)
調査方法	郵送により調査票を配布、郵送又はWEBにより回答及びヒアリング

### 3. 回収結果

#### ■事業所調査

対象	配布数	回収数	有効回答数		有効回答率	対面ヒアリング
			郵送	WEB		
事業所	90件	69件	69件	40件	76.7%	12事業所
団体	16件	11件	11件	7件	68.8%	4団体

---

## 10 パブリックコメントの実施概要

---

### 1. パブリックコメントの目的

松原市第4次障害者計画、第7期松原市障害福祉計画及び第3期松原市障害児福祉計画を策定するにあたり、広くその素案を公表し、市民の意見等の提出という形で市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映させることを目的とします。

### 2. 募集期間

令和6年1月4日(木)から令和6年2月2日(金)まで

### 3. 意見提出状況

提出者数 3名

意見総数 16件

## 11 障害種別ごとの実績値

### 訪問系サービス

#### ① 居宅介護(ホームヘルプ)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	101人	109人	116人
		実績値	98人 (うち難病3人)	91人 (うち難病3人)	96人 (うち難病4人)
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	2,951時間	3,150時間	3,367時間
		実績値	2,673時間 (うち難病80時間)	2,472時間 (うち難病93時間)	2,747時間 (うち難病76時間)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	82人	88人	94人
		実績値	71人	70人	68人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	821時間	877時間	937時間
		実績値	819時間	775時間	720時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	140人	148人	158人
		実績値	142人	145人	146人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	1,771時間	1,889時間	2,020時間
		実績値	1,713時間	1,648時間	1,767時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	4人	4人	5人
		実績値	4人	6人	5人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	37時間	39時間	41時間
		実績値	43時間	76時間	62時間

## ② 重度訪問介護

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	8人	9人	10人
		実績値	5人	5人	5人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	666時間	749時間	832時間
		実績値	672時間	1,017時間	1,160時間
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	1人	1人	1人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	98時間	51時間	112時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間

## ③ 同行援護

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	47人	48人	49人
		実績値	42人	42人	45人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	1,166時間	1,191時間	1,215時間
		実績値	963時間	1,070時間	1,108時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	1人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	13時間	0時間	0時間

#### ④ 行動援護

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	13人	13人	14人
		実績値	19人	26人	31人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	397時間	397時間	428時間
		実績値	508時間	626時間	755時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間	0時間

## ⑥ 短期入所

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	15人	17人	19人
		実績値	12人	12人	12人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	86人日	97人日	111人日
		実績値	90人日	97人日	85人日
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	53人	60人	67人
		実績値	39人	46人	47人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	392人日	442人日	495人日
		実績値	250人日	307人日	322人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	2人
		実績値	1人	2人	3人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	8人日	9人日	11人日
		実績値	12人日	2人日	28人日
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	2人	2人	2人
		実績値	3人	6人	12人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	2人日	2人日	2人日
		実績値	13人日	28人日	50人日

# 日中活動系サービス

## ① 生活介護

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	68人	74人	81人
		実績値	66人 (うち難病0人)	60人 (うち難病0人)	64人 (うち難病1人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	1,199人日	1,306人日	1,422人日
		実績値	1,193人日 (うち難病0人日)	1,100人日 (うち難病0人日)	1,130人日 (うち難病3人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	209人	227人	248人
		実績値	223人	232人	231人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	4,223人日	4,599人日	5,009人日
		実績値	4,514人日	4,693人日	4,796人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	16人	18人	19人
		実績値	11人	13人	16人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	121人日	132人日	144人日
		実績値	161人日	197人日	249人日

## ② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	3人	4人	4人
		実績値	1人 (うち機能1人)	1人 (うち生活1人)	2人 (うち機能1人、 生活1人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	36人日	40人日	45人日
		実績値	5人日 (うち機能5人日)	17人日 (うち生活17人日)	33人日 (うち機能14人日、 生活19人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	13人	14人	16人
		実績値	12人 (うち生活12人)	9人 (うち生活9人)	8人 (うち生活8人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	270人日	303人日	346人日
		実績値	200人日 (うち生活200人日)	149人日 (うち生活149人日)	151人日 (うち生活151人日)
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	9人	10人	12人
		実績値	3人 (うち生活3人)	3人 (うち生活3人)	3人 (うち生活3人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	107人日	120人日	138人日
		実績値	43人日 (うち生活43人日)	49人日 (うち生活49人日)	42人日 (うち生活42人日)

※自立訓練については、第6期障害福祉計画では機能訓練と生活訓練を合わせて計画値を定めていました。

### ③ 就労移行支援

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人
		実績値	3人	4人	3人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	3人日	3人日	2人日
		実績値	53人日	64人日	49人日
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	15人	16人日	18人日
		実績値	16人	13人	14人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	306人日	336人日	368人日
		実績値	296人日	227人日	243人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	18人	20人	22人
		実績値	21人	20人	23人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	264人日	289人日	319人日
		実績値	368人日	325人日	380人日

### ④ 就労継続支援(A型)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	27人	27人	28人
		実績値	27人 (うち難病3人)	27人 (うち難病3人)	26人 (うち難病3人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	550人日	560人日	571人日
		実績値	546人日 (うち難病56人日)	544人日 (うち難病60人日)	519人日 (うち難病67人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	28人	29人	30人
		実績値	26人	24人	28人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	582人日	594人日	607人日
		実績値	484人日	451人日	550人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	43人	45人	45人
		実績値	44人	48人	60人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	847人日	865人日	882人日
		実績値	784人日	837人日	1,034人日

⑤ 就労継続支援(B型)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	11人	12人	13人
		実績値	16人 (うち難病0人)	17人 (うち難病1人)	19人 (うち難病1人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	207人日	221人日	236人日
		実績値	261人日 (うち難病0人日)	263人日 (うち難病14人日)	307人日 (うち難病19人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	133人	142人	151人
		実績値	148人	169人	173人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	2,743人日	2,933人日	3,123人日
		実績値	2,858人日	3,216人日	3,404人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	101人	108人	115人
		実績値	109人	120人	139人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)	計画値	1,395人日	1,492人日	1,589人日
		実績値	1,673人日	1,853人日	2,248人日

## 居住系サービス

### ① 共同生活援助

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	6人	6人	7人
		実績値	6人 (うち難病0人)	6人 (うち難病1人)	6人 (うち難病1人)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	154人	168人	181人
		実績値	168人	185人	203人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	39人	42人	45人
		実績値	43人	50人	53人

### ② 施設入所支援

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	19人	19人	19人
		実績値	15人	16人	17人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	48人	47人	47人
		実績値	49人	51人	50人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	2人	3人	2人

### ③ 自立生活援助

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	3人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人
		実績値	0人	0人	0人

## 相談支援

### ① 計画相談支援

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	49人	57人	67人
		実績値	39人 (うち難病2人)	45人 (うち難病2人)	43人 (うち難病1人)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	115人	134人	156人
		実績値	95人	98人	113人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	74人	86人	101人
		実績値	74人	73人	78人

### ② 地域移行支援

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	0人	0人	0人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	2人	2人	2人
		実績値	0人	0人	0人

### ③ 地域定着支援

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
		実績値	1人	0人	0人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	12人	12人	12人
		実績値	4人	2人	2人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	2人
		実績値	1人	1人	1人

## 地域生活支援事業

### ① 移動支援事業

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
身体障害	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	78人	82人	87人
		実績値	46人	48人	45人
	年間の総利用時間数 (時間/年)	計画値	9,473時間	10,003時間	10,563時間
		実績値	6,403時間	6,366時間	7,263時間
知的障害	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	267人	282人	298人
		実績値	154人	159人	170人
	年間の総利用時間数 (時間/年)	計画値	30,787時間	32,510時間	34,329時間
		実績値	18,751時間	21,313時間	22,346時間
精神障害	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	41人	44人	46人
		実績値	30人	33人	39人
	年間の総利用時間数 (時間/年)	計画値	4,737時間	5,002時間	5,282時間
		実績値	2,909時間	4,452時間	6,222時間
障害児	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	25人	26人	27人
		実績値	16人	19人	13人
	年間の総利用時間数 (時間/年)	計画値	2,368時間	2,501時間	2,641時間
		実績値	3,125時間	3,062時間	2,485時間

## 12 障害種別ごとの見込量

### 訪問系サービス

#### ① 居宅介護(ホームヘルプ)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	95人 (うち難病4人)	95人 (うち難病4人)	96人 (うち難病4人)
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		1,615時間 (うち難病68時間)	1,615時間 (うち難病68時間)	1,632時間 (うち難病68時間)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	68人	69人	69人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		1,156時間	1,173時間	1,173時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	147人	148人	149人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		2,499時間	2,516時間	2,533時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	5人	5人	5人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		85時間	85時間	85時間

#### ② 重度訪問介護

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	6人	6人	6人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		1,550時間	1,550時間	1,550時間
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		109時間	109時間	109時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間

### ③ 同行援護

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	45人	46人	47人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		1,103時間	1,127時間	1,152時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間

### ④ 行動援護

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	34人	37人	41人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		850時間	925時間	1,025時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間

### ⑤ 重度障害者等包括支援

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用時間数(時間/月)		0時間	0時間	0時間

### ⑥ 短期入所

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	16人	17人	18人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		112人日	119人日	126人日
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	44人	46人	48人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		308人日	322人日	336人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	5人	6人	7人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		35人日	42人日	49人日
障害児	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	12人	13人	14人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		84人日	91人日	98人日

## 日中活動系サービス

### ① 生活介護

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	63人 (うち難病1人)	64人 (うち難病1人)	65人 (うち難病1人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		1,260人日 (うち難病20人日)	1,280人日 (うち難病20人日)	1,300人日 (うち難病20人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	232人	233人	234人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		4,640人日	4,660人日	4,680人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	19人	20人	21人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		380人日	400人日	420人日

### ② 自立訓練(機能訓練)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		17人日	17人日	17人日
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		0人日	0人日	0人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		0人日	0人日	0人日

### ③ 自立訓練(生活訓練)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		17人日	17人日	17人日
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	10人	11人	12人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		170人日	187人日	204人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	3人	3人	3人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		51人日	51人日	51人日

### ④ 就労移行支援

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	3人	3人	3人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		54人日	54人日	54人日
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	16人	16人	16人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		288人日	288人日	288人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	21人	22人	23人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		378人日	396人日	414人日

⑤ 就労継続支援(A型)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	27人 (うち難病3人)	27人 (うち難病3人)	27人 (うち難病3人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		513人日 (うち難病57人日)	513人日 (うち難病57人日)	513人日 (うち難病57人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	31人	31人	31人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		589人日	589人日	589人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	59人	60人	61人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		1,121人日	1,140人日	1,159人日

⑥ 就労継続支援(B型)

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	21人 (うち難病1人)	23人 (うち難病1人)	26人 (うち難病1人)
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		378人日 (うち難病18人日)	414人日 (うち難病18人日)	468人日 (うち難病18人日)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	194人	200人	206人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		3,492人日	3,600人日	3,708人日
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	160人	183人	205人
	月あたりの平均利用日数(人日/月)		2,880人日	3,294人日	3,690人日

## 居住系サービス

### ① 共同生活援助

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	7人 (うち難病1人)	7人 (うち難病1人)	7人 (うち難病1人)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	225人	242人	259人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	59人	67人	75人

### ② 施設入所支援

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	18人	17人	16人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	52人	52人	52人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	2人	1人	1人

### ③ 自立生活援助

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	5人	5人	5人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人

## 相談支援

### ① 計画相談支援

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	44人 (うち難病1人)	44人 (うち難病1人)	45人 (うち難病1人)
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	117人	122人	127人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	80人	82人	84人

### ② 地域移行支援

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人

### ③ 地域定着支援

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	0人	0人	0人
知的障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	2人	2人	2人
精神障害	月あたりの平均利用者数(人/月)	計画値	1人	1人	1人

## 地域生活支援事業

### ① 移動支援事業

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	52人	60人	68人
	年間の総利用時間数 (時間/年)		8,060時間	9,300時間	10,540時間
知的障害	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	170人	185人	200人
	年間の総利用時間数 (時間/年)		26,350時間	28,675時間	31,000時間
精神障害	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	45人	60人	75人
	年間の総利用時間数 (時間/年)		6,975時間	9,300時間	11,625時間
障害児	年間の利用実人数 (人/年)	計画値	19人	25人	31人
	年間の総利用時間数 (時間/年)		2,945時間	3,875時間	4,805時間

---

## 13 用語解説

---

### ●アクセシビリティ

近づきやすさ、利用しやすさの意味で、障害者や高齢者の方を含め、身体の状態や能力の違いによらず、様々な人が同じように機器やサービスを円滑に利用可能であることを表す用語。

### ●医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

### ●インクルーシブ教育

国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが共に学び合う教育のこと。

本市においては、全ての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」学校づくりや集団づくりを進め、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、各学校園がユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業の推進をしている。

### ●強度行動障害

激しい不安や興奮、混乱の中で、自傷、他害、多動、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。

### ●ケアマネジメント

支援を必要とする人に対し、福祉、保健、医療、教育、就労等の幅広いニーズに対して地域の社会資源を最大限活用し、障害福祉サービス等利用計画の作成に努め、適切なサービス支給を行うこと。

### ●高次脳機能障害

けがや病気等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難になる障害。

### ●合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担が重すぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと。

### ●個別避難計画

避難行動要支援者(障害者、高齢者等)一人ひとりについて、避難先等の情報を記載した計画のこと。本市では、避難行動要支援者に該当している希望者に対して、避難先や避難経路、支援をしてくれる人などをあらかじめ取り決め、災害時における避難の確実性を高めるために計画の作成を進めている。

### ●支援教育(特別支援教育)

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点のもと、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

## ●児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

## ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障害者のケアにも応用したもので、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保される地域社会の体制。

## ●成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が困難な者について、不利益を被ることのないように財産や権利を守るための制度。

## ●早期療育

障害のある児童の育成について、できるだけ早期に、適切な医療的リハビリテーション、指導訓練などの療育を行うことにより、障害の軽減及び基本的な生活能力の向上を図り、自立と社会参加を促進すること。

## ●地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

## ●地域自立支援協議会

障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関や関係団体により構成される、障害者総合支援法に規定される法定協議会のこと。地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等と密に連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。本市では、松原市地域自立支援協議会がその役割を担っている。

## ●バリアフリー

障壁(バリア)となるものを取り除くことをいう。床の段差の解消や手すりを設置するなど、物理的な障壁だけではなく、近年では、全ての人の社会生活を困難にしている社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられている。

本市においても、物理的な障壁を除去するだけでなく、「障害者週間」等でのイベントを通じて、広く市民へ心のバリアフリー(心理的な障壁を除去する)の意識の醸成に寄与する取組を推進している。

## ●避難行動要支援者名簿

災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿で、市町村は「災害対策基本法」に基づき作成を義務付けられている。

本市では、身体障害者手帳1, 2級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者、難病患者、介護保険における要介護認定 3 以上の方を対象に、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の避難に支援を必要とする、要支援者の情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成している。

## ●福祉避難所

災害時において、高齢者や障害者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々が滞在できる設備を整えた施設で、必要に応じて開設される。

## ●ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解し、発達障害等の特性を踏まえた褒め方や叱り方を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

## ●ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたプログラムのこと。発達障害やその傾向のある子どもを持つ保護者だけでなく、様々な悩みを抱える多くの保護者に有効とされている。

## ●ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関するトレーニングを受けた保護者が、子育てにおいて悩みを抱える保護者などに対して情報提供や体験談を話すなど共感的な支援を行う。

## ●法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見等になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

## ●法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき、従業員が一定数以上の規模の事業主に対して、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を一定率以上になるよう義務付けている割合。令和5年度の 2.3%から、令和6年度 2.5%、令和8年度 2.7%と段階的に引き上げられる。

## ●ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

## ●要約筆記

意思疎通手段の1つで、聴覚障害のある方に、話の内容を要約しつつ、文字にして伝える筆記通訳のこと。

## 障害に関わる各種マーク等

<p><b>障害者のための国際シンボルマーク(車いすマーク)</b></p> <p>障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマーク</p>		<p><b>「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク</b></p> <p>白杖を頭上に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマーク</p>	
<p><b>身体障害者標識(身体障害者マーク)</b></p> <p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマーク</p>		<p><b>障害者雇用支援マーク</b></p> <p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マーク</p>	
<p><b>聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)</b></p> <p>聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマーク</p>		<p><b>ヘルプマーク</b></p> <p>義足や人工関節使用者、内部障害や難病、妊娠初期の方などが周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク</p>	
<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b></p> <p>視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられるマーク</p>		<p><b>松原市ヘルプカード</b></p> <p>松原市では、令和3年に障害のある人等が、必要な配慮を書き込み常に身につけておくことで、緊急時や災害時、日常生活の中で困った時に、周囲の配慮や援助を受けやすくするためにヘルプカードを作成しました。</p>	
<p><b>耳マーク</b></p> <p>聴覚に障害があることを示し、配慮を求める場合などに使用されているマーク</p>			
<p><b>ほじょ犬マーク</b></p> <p>身体障害者補助犬法の理解促進を目的としたマーク</p>			
<p><b>オストメイトマーク</b></p> <p>人工肛門・人工膀胱を増設している人(オストメイト)のための設備があることを表すマーク</p>			
<p><b>ハート・プラスマーク</b></p> <p>内部障害を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマーク</p>			